

基準 7. 管理運営

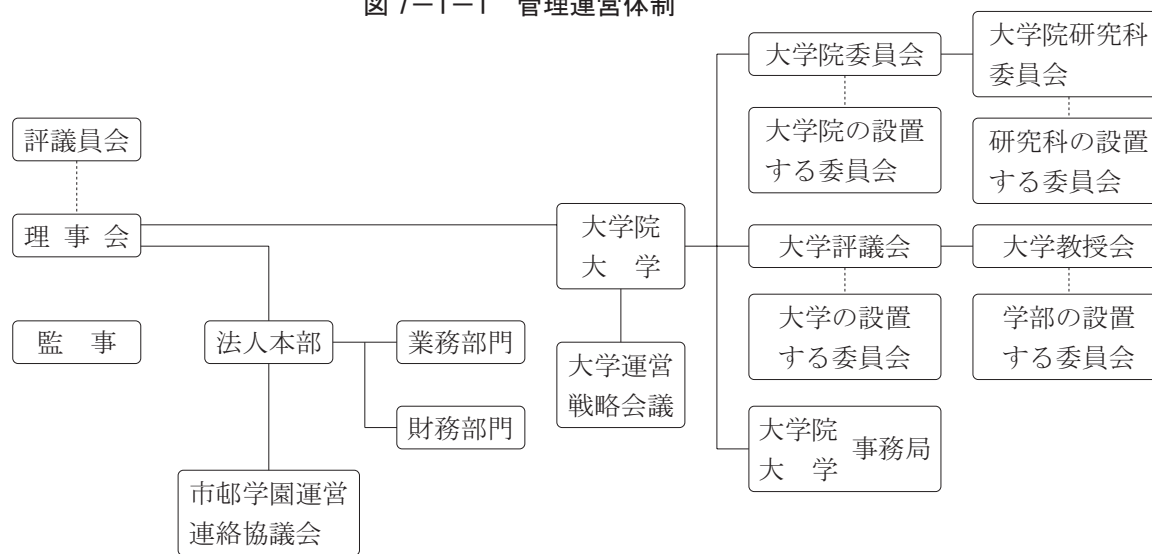
7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の管理運営体制は次のとおりである。

図 7-1-1 管理運営体制



管理運営に関する基本方針は、「学校法人市邨学園寄附行為」「同施行規則」及び「市邨学園職務規程」「同経理規程」をはじめとした一連の諸規程等の中に反映されており、大学に関する部分においても名古屋経済大学及び同大学院学則の外、関係する諸規程等において定めている。

本法人の場合、理事長が学園長及び学長を兼務し、理事会及び評議員会にも大学院副学長、大学副学長、及び大学事務局長が理事及び評議員として出席していることもあり、管理運営方針の定めるそれぞれの意義目的について、法人・大学部門を通じ共通の理解と認識のもとに運営にあたっている。

本学の管理運営は「学校法人市邨学園寄附行為」に基づく議決機関である理事会及び諮問機関である評議員会にそれぞれ付議され、審議並びに議決された各規程や事項に従って行われている。

最高議決機関である理事会は理事 12 人で構成し、会議は定例会を奇数月に開催し、寄附行為に定められた重要事項その他主要な事項について審議・決定を行っている。また議題の内容によっては臨時会を適宜開催している。理事会には原則として監事が列席する。

評議員会は、評議員 34 人で構成し、法人の業務に関する重要事項で寄附行為で定める事項その他の主要な事項を審議し、理事会に付議される事項につきあらかじめ意見を述べることとなっている。会議は年度決算を審議する定例会を除き毎回理事会に先立って開催している。評議員会には原則として監事が列席する。

法人の運営体制は、理事長が主宰する理事会の下に学園事業・法人業務を統括する業務

部門及び学園財務を統括する財務部門から成る法人本部を置いている。

大学部門の管理運営体制については、学長（理事長・学園長兼務）のもとに、大学副学長、経済、経営、法学、人間生活科学各学部長の外、人間生活科学部に教育保育、管理栄養各学科主任教授を置いている。また、大学院には法学研究科科长、会計学研究科科长及び人間生活科学研究科科长を置いている。

事務局には事務局長の下に事務局次長をおき、総務部、学務部、入学広報部、情報センター、図書館、キャリアセンター及びサテライトキャンパス事務部に部長を配している。

この教学部門の組織運営のために大学においては「大学評議会」及び「各学部教授会」を設けている。

この外、それぞれの目的に応じた各種委員会等を設けており、また学部設置委員会として、教務、学生、図書、入試、就職及び教育実習についてそれぞれ設置している。

大学設置の委員会の概要については以下のとおり。

表 7-1-1 大学の設置する委員会

委 員 会	設置年月日	委 員 数
大学自己点検評価委員会	H 7. 3. 8	31
入試対策委員会	H 13. 5. 18	14
就職対策委員会	H 20. 4. 1	13
入試選考委員会	H 14. 4. 1	30
入学前教育委員会	H 20. 4. 1	9
セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会	H 12. 4. 1	4
情報センター委員会	H 13. 4. 1	10
ホームページ委員会	H 16. 4. 1	10
広報編集委員会	H 20. 4. 1	9
インターンシップ推進委員会	H 14. 4. 1	12
インターンシップ実習委員会	H 14. 4. 1	10
資格取得支援講座運営委員会	H 20. 4. 1	7
国際交流委員会	H 15. 12. 10	11
学長賞候補者選考委員会	H 11. 1. 1	8
FD 委員会	H 16. 4. 1	14
個人情報保護委員会	H 17. 4. 1	14
大学運営戦略会議	H 17. 2. 10	19
学部学科等充実改編検討委員会	H 19. 4. 1	34

他方、大学院においては、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を協議する機関として、「大学院委員会」を、また各研究科に関する主要事項について審議を行う「研究科委員会」をそれぞれ設置している。

この外、大学院が設置する機関としては以下の通りである。また、研究科設置機関として、教務、学生、就職、入試、図書の各委員会を設置している。

表 7-1-2 大学院の設置する委員会

委員会	設置年月日	委員数
自己点検評価委員会	H 7. 3. 8	11
セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会	H 16. 4. 1	5
FD 委員会	H 18. 3. 9	5

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員に関わる定数、選考方法、選考区分等については「学校法人市邨学園寄附行為」において明示されている。

理事については定数を 12 人とし、その選出区分は学園長の外、本法人の設置する学校の長、評議員、学識経験者等から選任される。

監事については定数を 2 人とし、法人の理事、教職員又は評議員以外の者のうちから、評議員会及び理事会の同意を経て、理事長が任命する。

評議員については定数 34 人とし、その選出区分は学園長の外、本法人の設置する学校を卒業した者、理事、法人職員、在学生の保護者、学識経験者等から選任される。

(2) 7-1 の自己評価

本法人の管理運営に関しては、理事会、評議員会及び監事がそれぞれの機能を一体的に発揮していることに特徴がある。これは両会議を隔月毎の同日にそれぞれ開催していることによる。開催回数については、臨時会も併せれば高い頻度で開催しており、これは評価できる。その結果外部理事、外部評議員及び監事に対しても学園運営上の情報がより綿密に提供される。実態に対する理解を一層的確になし得ることになっている。

管理運営上の政策決定については理事会を中心に進めているが、日常的には理事長以下の内部理事に中学及び高校又は大学等の管理職を加えた協議若しくは月 1 回の市邨学園運営連絡協議会などの協議などにより適切に行われている。

また財務関係については、法人本部の財務部門が学園全体の財務運営を所管しており、定期的な監事による内部監査とともに監査法人による外部監査を受け、経理、財産運用等の正確性や有利性の追求に努めている。

以上のとおり管理運営については総体的に適切に進めてきている。しかし、法人の管理運営は理事会、評議員会及び理事長直轄の法人本部を中心に行っており、臨時的業務については、適宜理事長以下関係役職員等による協議・決定により進めてきた。大学・大学院共に拡充を重ね、加えて高等教育機関を取巻く環境が複雑且つ急速に変化し推移する現状にあっては、特に意思決定機能の迅速化・明確化等について組織体制のより一層の充実を図っていく必要がある。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に関わる管理・運営については、教育と研究の両立を実現するべく研究環境の充実に加え、学生の満足度を高めるための体制の整備を進める。

現在の管理運営上の組織や手法を総合的に見直し、教学部門と管理部門とによる大学運営上の課題と改善策について、共通認識を得るためのルールの整備を行う。

この点については、法人本部と大学・大学院との間においても同様の施策を進める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の場合、管理部門は学園長及び学長を兼務する理事長の直轄する学園法人本部であり、業務部門は学園事業・法人業務を統括し、財務部門は学園財務を統括する。

教学部門においては、理事長、学園長を兼務する学長のもと、大学副学長を置き、その下に大学評議会、学部教授会を設け、また大学院においては大学院副学長を置き、その下に大学院委員会、大学院研究科委員会を設けている。また教育業務の執行に関し大学及び学部設置の各種委員会並びに大学院設置になる各種委員会を設けている。これらのうち重要議題の付議される会議については、学長兼務の理事長及び副学園長が出席するとともに、理事会においては副学長、事務局長が理事として出席するなど連携は十分に図られている。別に、日常業務の調整と情報の共有を目的として学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会を開催している。

(2) 7-2 の自己評価

管理及び教学両部門の連携については、それぞれの案件に応じ必要な教職員による協議や調整を重ねており、概ね適切である。

両部門の連携が円滑に図られてきた背景には先にも述べたように法人では理事会・評議員会の頻繁な開催や、理事長が学園長及び学長を兼ねていることがある。また、理事会・評議員会には教学部門から、大学評議会や大学院委員会及び学部教授会や大学院研究科委員会には法人の理事である役職者が構成員と定められており、こうした役員相互の密な連携が一般教職員の円滑な業務連携の基盤となっている。学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会の組織的位置づけが明確でないことに問題がある。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後においては急速に変化する大学環境に的確に即応していくため、特に管理及び教学部門に共通する企画政策立案機能の強化やその前提となる情報収集・分析能力の向上を、両部門連携の中で積極的に進めていく必要があり、適切な組織体制の改編・整備を早急に進めていかねばならない。学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会については組織的位置づけを明確にする。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

平成3（1991）年度の大学設置基準の改正に伴って、自己点検・評価が義務付けられたのと同時に、本学では同年の臨教審の答申に基づく基本問題委員会を発足させ平成5（1993）年度には「名古屋経済大学自己点検評価委員会規程」を整備し、「名古屋経済大学自己点検評価委員会」を設置した。

この委員会は、学長を筆頭に学部長、各学部より選出された委員等を以って構成し、平成9（1997）年度に『名古屋経済大学の現状と課題』と題する自己評価・検討報告書を刊行した。

また加えて、大学基準協会への加盟を進めるにあたり、大学自己点検評価委員会による点検・評価報告書の作成を行い、平成13（2001）年に正会員への加盟・登録が認められた。

その後、自己点検評価の重要項目であるFDにつき平成16（2004）年度にFD委員会を設置した。平成19（2007）年度には、学長の下に認証評価受審業務を担当する大学改革室を設置した。FD委員会は毎年3回程度の会議を持ち、授業評価アンケート等について協議を重ね細部の調整を行って平成19（2007）年度に実施し、分析を行い調査結果をまとめている。

この外、平成16（2004）年度に大学が所掌する諸課題のうち、特に緊急度が高く且つ戦略的な課題に対処するため、全学を挙げた推進体制として学長を議長とし教員及び事務部門の主要な管理者から成る「名古屋経済大学運営戦略会議」を設置した。

併せて、この事業を推進するため、大学運営全般にかかる分野ごとに教員及び事務職員から成るワーキンググループを結成し、特に戦略的に進めるべき課題を選定抽出し、39項目からなる「運営戦略会議実行プログラム」を策定し成果を得ている。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

自己点検・評価を含むその後の進展と成果を概括するものとして、『名経大広報』（平成8年5月7日号）に「“大学いきいき”に向かって—自己点検・評価の1年—」を掲載した。

『名経大広報』は、学生の保護者（保証人）及び関係機関等に送付した。

続いて同委員会が、平成9（1997）年度に刊行した自己点検・評価『名古屋経済大学の現状と課題』を大学白書として、また、大学基準協会会員への入会審査に際し、『平成13年度点検・評価報告書』を刊行し、それぞれ大学関係機関に配布した。平成19（2007）年度には『平成18年度自己点検・評価報告書』を、平成20（2008）年度には『研究者要覧』を刊行した。これら直近の刊行物は学内及び学外関係機関に配布するとともにその内容をホームページで公表している。

以上のとおり、点検・評価等の結果等の内容は、印刷物として取りまとめ、一部を除き内外に公表し、また、広報紙においても適宜紹介をしてきている。

大学運営戦略会議については、実行プログラムを冊子としてまとめ、学内で配布している。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価の作業は、早い時期から取組んできた。大学基準協会への加盟が契機ともなったが、学内での啓発に、大きな意義を持たせたものであった。

自己点検評価委員会、FD委員会、大学改革室とを設置しており、この点は評価できる。

また、大学運営戦略会議は、管理部門と教学部門の連携強化を図ったものでありその結果、総合的な点検・評価に基づく改善・改革を推進してきた。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

本学においても当初自己点検評価委員会の掲げた「現状と課題」が、現在のFD委員会や運営戦略会議の課題としてなお存続し、また新たな課題が、追加提起されている中であって、それらへの対応は全学を挙げて進めなければならないものである。

本学では、これらを実現するために推進システムの構築を図りながら着実・強力にそれぞれの役割を果たし高めていく努力を継続していくこととしている。

[基準7の自己評価]

本学の管理運営は、運営体制も含めて総体的には適切に行われてきている。

管理部門及び教学部門との連絡調整、連携についても緊密に行ってきた。

しかし現下の高等教育機関を取巻く厳しい環境の中では、時代の趨勢を見据えつつ、真に学生の満足度を高めるもの、社会の要請に応えるための方策に優先順位をつけ、積極的に提供をしていく体制に改め努めていかねばならない。

[基準7の改善・向上方策（将来計画）]

管理部門・教学部門を通じ管理運営については透徹した視点・洞察力の裏付けの下に、更に効率性の高い組織運営体制を求めていかねばならない。このためには、透明性・公開性・健全性を一層高める。このことは、大学の社会的責任を果たすために不可欠である。自己点検・評価については、各種第三者評価を受け、大学運営活性化の方策とする。